

屋外での喫煙にも
受動喫煙への「配慮義務」があります

2020年4月から改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、全ての施設において、原則屋内禁煙となっています。基準を守った喫煙室以外では、屋内での喫煙はできません。

屋外の喫煙場所設置に関する規制は設けられていませんが、施設管理者には、屋内外を問わず喫煙場所を設置するときには、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが改正健康増進法で義務付けられています。

管理されている施設敷地内の

こんなところに「灰皿」や「喫煙器具」はありませんか？

- 建物の出入り口付近
- 子どもや妊婦、病院の患者さんが多く通行する場所

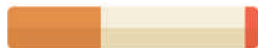


人通りが多い場所での喫煙はお控え願います！

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごすために、

受動喫煙防止にご協力をお願いします！

受動喫煙とは？



本人が喫煙していなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。

喫煙者が吸っている煙だけでなく、たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールの他、多くの有害物質が含まれています。

受動喫煙は、肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連すること、また子どもについては乳幼児突然死症候群やぜんそくなどの既往症との関連が明らかになっています。



改正健康増進法は、受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権限の方が講ずべき措置等について定めたものです。これにより、多くの方が利用する様々な施設において、喫煙を認める場合は各種喫煙室の設置が必要となります。

施設の区分に応じた施設等の管理権限者が講ずべき措置等について、
詳細は下記ホームページ等をご確認ください。

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についてもっと知りたい方は…

法律や都条例、施設管理者の責務等について詳しく知りたい方は、東京都のホームページをご覧ください。

【東京都受動喫煙防止対策相談窓口】

電話相談：**0570-069690** (通話料のみかかります。)

午前9時～午後5時45分(土日、祝日、年末年始を除く)

【東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」】

東京都受動喫煙防止条例

検索



【町田市受動喫煙防止対策専用相談窓口】

電話相談：**042-860-7830** (通話料のみかかります。)

来所相談：**市庁舎 7 階 705 窓口**

午後0時～午後5時(土日、祝日、年末年始を除く) ※受付時間が変更となる場合があります